

【関東運輸局・埼玉労働局・関東経済産業局・埼玉県】共催

持続可能な物流の実現に向けたセミナー 質問事項への回答

問1：

付帯業務料に関して、荷主は「あくまでも運賃に内包される」との主張を崩さず、「付帯業務料はゼロ円」、「受け入れない、了承できないなら、他社へ委託する、取引を減らす」と言われています。

この場合、どのような対策を講じることができるでしょうか？取りうることが可能な対策の選択肢をご指導願います。

また、このまま交渉が決裂し、取引数量を減らされた場合、荷主に対する処分（違法）等はあるのでしょうか？併せてご教示願います。

回答：

料金（付帯作業料金）の交渉にかかる対策ですが、運転者の人件費や車両の燃料費などの原資を確保するため、原価計算により自社のコストを見直し、標準的な運賃も併せて活用し、書面による交渉をお願いします。

また、取引数量が減らされた場合の荷主への処分ですが、取引上、違反の疑いがある行為は独占禁止法に抵触するおそれがあるため、公正取引委員会への相談をご検討いただければと思います。

問2：

説明資料2 2Pの特定荷主は取扱貨物の重量が9万トン以上とありますが、容器の質量も加算するのでしょうか？

省エネ法の特定荷主では、容器の質量を加算することになっています。

回答：

容器が何を指しているかについて答えが分かれると思います。例えばパレットやカゴ車などの輸送資材を指している場合には、物流センサス同様、輸送資材は重量から除いても問題ありません。他方、それが商品の一部（輸送機材でないもの）である場合については、原則取扱い貨物重量に計上することが必要です。